



〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

下肢障害者に補装具として軽自動車交付に関する請願(吉田賢一君紹介)(第五四七二号)

同外九件(吉田賢一君紹介)(第五五〇五号)

製菓師法制定に関する請願外一件(床次徳二君紹介)(第五四八八号)

個室付風呂営業規制に関する請願外一件(伊藤よし子君紹介)(第五四八九号)

同外一件(戸叶里子君紹介)(第五四九五号)

深夜興行禁止に関する請願(戸叶里子君紹介)(第五四九四号)

老後の生活保障のため年金制度改革に関する請願外二件(倉石忠雄君紹介)(第五四九六号)

同(増田甲子七君紹介)(第五四九七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案(内閣提出第九六号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

戦傷病者……

〔発言する者、離席する者多く、聴取不能〕

○田中委員長 こういう状態ではだめだ。困るじゃないか。

〔理事会を開け〕と呼び、その他発言する者多し

○田中委員長 もう理事会をやったってむだです。委員会をやりましょう。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案を議題とし、審査を進めます。

〔休憩休憩〕と呼び、その他発言する者多し

○田中委員長 こんな状態ではだめだ。

この状態では審議の継続は困難でありますので、委員会は暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩